

# 北九州市公報

発行所  
北九州市小倉北区内1番1号  
北九州市役所

## 目 次

### ◇ 告 示

ページ

- 北九州市地域総合整備資金貸付要綱の一部を改正する告示【産業経済局総務政策部産業政策課】 2
- 北九州市地域総合整備資金貸付連帯保証料補助金交付要綱【産業経済局総務政策部産業政策課】 4

### ◇ 公営競技局

- 借入れ及び保守業務契約に係る一般競争入札の公告【公営競技局総務課】 10

北九州市告示第353号

北九州市地域総合整備資金貸付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和6年8月22日

北九州市長 武内和久

北九州市地域総合整備資金貸付要綱の一部を改正する告示

北九州市地域総合整備資金貸付要綱（平成2年北九州市告示第70号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第2号中「10人以上」を「5人以上（地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）第22条の2第3項の認定を受けた地域脱炭素化促進事業計画に従って行われる同法第2条第6項に規定する地域脱炭素化促進事業（以下「地域脱炭素化促進事業」という。）、同法第36条の25第1項の規定により株式会社脱炭素化支援機構の支援の対象となった事業者が、同項の規定により対象事業活動支援を受けて行う同法第36条の2に規定する対象事業活動（以下「支援対象事業活動」という。）及び再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号）第2条第5項に規定する認定事業者が同項に規定する認定発電設備を整備する事業であって、市が地域振興の観点から特に支援が必要と認める場合にあっては1人以上）」に改め、同項第3号を削り、同項第4号を同項第3号とする。

第5条第1項中「おおむね300万円」を「100万円」に、「35パーセント」を「50パーセント」に、「42億円（当該貸付対象事業が年度を超えて実施される場合であって、複数の施設を一体的又は複合的に整備するものであるときは、63億円）」を「80億円」に改め、同条第4項中「第1項（第3項又は付則第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の」を削り、同項を同条第6項とし、同条第3項中「35パーセント」を「50パーセント」に、「45パーセント」を「60パーセント」に、「42億円」を「80億円」に、「67億5,000万円」を「120億円」に改め、「と、「63億円」とあるのは「101億2,000万円」を削り、同項を同条第4項とし、同項の次に次の1項を加える。

5 地域脱炭素化促進事業及び支援対象事業活動に係る第1項の規定の適用については、同項中「50パーセント」とあるのは「60パーセント」と、「80億円」とあるのは「120億円」とする。

第5条第2項の次に次の1項を加える。

3 地域再生計画認定地域（内閣府所管の地域再生支援利子補給金又は特定地

域再生支援利子補給金の支援措置を活用するために地域再生法（平成17年法律第24号）に基づき地域再生計画の申請をし、認定を受けた計画に係る地域をいう。）（次項に該当する場合を除く。）において実施される貸付対象事業に係る第1項の適用については、同項中「80億円」とあるのは「100億円」とする。

第8条中「15年」を「20年」に改める。

第12条第1項第2号中「手形交換所」の次に「又は電子記録債権法（平成19年法律第102号）第2条第2項に規定する電子債権記録機関」を加える。

付則第2項を削り、付則第1項の見出し及び項番号を削る。

付 則

この告示は、令和6年8月22日から施行する。

北九州市告示第354号

北九州市地域総合整備資金貸付連帯保証料補助金交付要綱を次のように定める。

令和6年8月22日

北九州市長 武内和久

北九州市地域総合整備資金貸付連帯保証料補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、民間事業者等が北九州市地域総合整備資金貸付要綱（平成2年北九州市告示第70号）に基づく地域総合整備資金（以下「地域総合整備資金」という。）の貸付けを受けるために必要な民間金融機関等の連帯保証に係る連帯保証料の負担を軽減することにより、地域振興に資する民間事業活動を支援することを目的として、北九州市地域総合整備資金貸付連帯保証料補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者は、地域総合整備資金を借り入れた事業者（以下「借入事業者」という。）とする。

(補助対象経費)

第3条 補助金の交付の対象となる経費は、借入事業者が当該年度に地域総合整備資金の貸付けを受けるために民間金融機関等へ支払った連帯保証料とする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、前条の連帯保証料の全額とする。ただし、予算に定める額を上限とする。

(交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする借入事業者（以下「申請者」という。）は、北九州市地域総合整備資金貸付連帯保証料補助金交付申請書（第1号様式）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 連帯保証料の支払を証明する書類
- (2) 連帯保証料計算表
- (3) 地域総合整備資金の貸付けに関する契約書の写し
- (4) その他市長が必要と認める書類

(交付の決定)

第6条 市長は、前条の申請書の提出を受けたときは、その内容の審査を行い、適当と認めるときは、補助金の交付の決定をし、北九州市地域総合整備資

金貸付連帯保証料補助金交付決定通知書（第2号様式）により申請者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第7条 前条の規定により、補助金の交付の決定を受けた事業者（以下「補助事業者」という。）は、補助金の交付を請求しようとするときは、北九州市地域総合整備資金貸付連帯保証料補助金交付請求書（第3号様式）を連帯保証料を支払った日の属する年度の末日までに、市長に提出しなければならない。

（決定の取消し）

第8条 市長は、第6条の規定により補助金の交付を決定した場合において、補助事業者が偽りその他不正な手段により補助金の交付の決定を受けたときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（補助金の返還）

第9条 市長は、前条の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

（違約加算金及び延滞金）

第10条 前条の規定により補助金の返還を命ぜられた補助事業者は、その命令に係る補助金の受領の日から納入の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納入した場合におけるその後の期間については既納額を控除した額とし、当該補助金の額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）について年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金を市に納入しなければならない。ただし、違約加算金の金額が10円未満であるときは、この限りでない。

2 補助金が2回以上に分けて交付されているときの前項の規定の適用については、返還を命ぜられた額に相当する補助金は、最後の受領の日を受領したものとし、当該返還を命ぜられた額がその日に受領した額をこえるときは、当該返還を命ぜられた額に達するまで順次遡りそれぞれの受領の日において受領したものとする。

3 第1項の規定により違約加算金を納入しなければならない場合において、補助事業者の納入した金額が返還を命ぜられた補助金の額に達するまでは、その納入金額は、まず当該返還を命ぜられた補助金の額に充てられたものとする。

4 補助事業者は、補助金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納入しなかったときは、納期日の翌日から納入の日までの日数に応じ、その未納入額（

100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)について年14.6パーセントの割合で計算した延滞金を市に納入しなければならない。ただし、延滞金の金額が10円未満であるときは、この限りでない。

5 前項の場合において、当該返還を命ぜられた補助金の未納入額の一部が納入されたときは、当該納入の日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納入額は、その納入金額を控除した額とする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、産業経済局長が別に定める。

付 則

この告示は、令和6年8月22日から施行する。

第 1 号様式（第 5 条関係）

年 月 日

北九州市長 様

所在地  
名称  
代表者

北九州市地域総合整備資金貸付連帯保証料補助金交付申請書

北九州市地域総合整備資金貸付連帯保証料補助金の交付について、北九州市地域総合整備資金貸付連帯保証料補助金交付要綱第 5 条の規定により、関係書類を添えて次のとおり申請します。

記

1 交付を受けようとする補助金の額 円

2 添付書類

- ・連帯保証料の支払を証明する書類
- ・民間金融機関等からの連帯保証料計算表
- ・地域総合整備資金の貸付けに関する契約書の写し
- ・その他市長が必要と認める書類

第 2 号様式（第 6 条関係）

北九州市指令 第 号  
年 月 日

様

北九州市長

北九州市地域総合整備資金貸付連帯保証料補助金交付決定通知書

年 月 日付で交付申請のあった北九州市地域総合整備資金貸付連帯保証料補助金については、北九州市地域総合整備資金貸付連帯保証料補助金交付要綱第 6 条の規定により、下記のとおり交付することに決定したので通知します。

記

交付決定額

円



第3号様式（第7条関係）

北九州市地域総合整備資金貸付連帯保証料補助金交付請求書

請求 金額	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
----------	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

（アラビア数字で記載し、頭書に¥の記号を付し、訂正しないでください。）

年 月 日付で通知のあった北九州市地域総合整備資金貸付連帯保証料補助金について、北九州市地域総合整備資金貸付連帯保証料補助金交付要綱第7条の規定により請求します。

年 月 日

北九州市長 様

所在地  
名称  
代表者

## 北九州市公営競技局公告第31号

一般競争入札により、借入れ及び保守業務契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び北九州市公営競技局契約規程において準用する北九州市契約規則（昭和39年北九州市規則第25号。以下「契約規則」という。）第4条第1項の規定により次のとおり公告する。

令和6年8月22日

北九州市公営競技局長 春日 伸一

### 1 調達内容

#### (1) 件名及び数量

北九州市公営競技局公用自動車の借入れ及び保守業務 一式

#### (2) 履行の内容等 仕様書で定めるとおり

#### (3) 履行期間 令和7年3月14日から令和12年3月13日まで

#### (4) 履行場所 北九州市公営競技局が指示する場所

#### (5) 入札方法 総価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

### 2 競争入札参加資格

次の各号のいずれにも該当する者であること。

#### (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

#### (2) 北九州市公営競技局物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規程において準用する北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成7年北九州市規則第11号）第6条第1項の有資格業者名簿（以下「有資格業者名簿」という。）に記載されていること。

#### (3) 本市から指名停止を受けている期間中でないこと。

### 3 競争入札参加資格審査の申請

この公告に係る一般競争入札に参加を希望する者で有資格業者名簿に記載されていないものは、北九州市技術監理局契約部契約制度課（電話 093-582-2545）に本入札に参加を希望する旨を告げた上で、令和6年9月2日まで（日曜日及び土曜日を除く。）に競争入札参加資格審査申請を

行わなければならない。

#### 4 入札手続等

##### (1) 契約条項を示す場所及び期間

ア 場所 北九州市若松区赤岩町13番1号  
北九州市公営競技局総務課

イ 期間 この公告の日から令和6年9月2日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「日曜日等」という。）を除く。）の毎日午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで

##### (2) 入札説明書及び仕様書の交付方法 前号アの場所において無償で交付する。

##### (3) 入札説明会 入札説明会は、行わないものとする。

##### (4) 競争参加の申出書の提出 この公告に係る一般競争入札に参加を希望する者は、令和6年9月2日まで（日曜日等を除く。）に競争参加の申出書を北九州市公営競技局総務課に提出しなければならない。

##### (5) 電送及び郵送による入札は、認めない。

##### (6) 入札及び開札の場所及び日時

ア 場所 北九州市若松区赤岩町13番1号  
ボートレース若松東スタンド棟3階大会議室

イ 日時 令和6年9月12日午後2時

#### 5 その他

##### (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

ア 言語 日本語

イ 通貨 日本国通貨

##### (2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金 入札価格の100分の5以上。ただし、契約規程において準用する契約規則第5条第7項各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金 契約金額の100分の5以上。ただし、契約規程において準用する契約規則第25条第7項第1号又は第3号のいずれかに該当する場合は、免除する。

##### (3) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者がした入札

イ 申請書等に虚偽の記載をした者がした入札

ウ 契約規程において準用する契約規則第 1 2 条各号のいずれかに該当する入札

- (4) 落札者の決定方法 契約規程において準用する契約規則第 1 3 条第 1 項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者を落札者とする。
- (5) 契約書作成の要否 要
- (6) 契約書作成に要する費用は、全て落札者の負担とする。
- (7) この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地等

北九州市公営競技局総務課

〒 8 0 8 - 0 0 7 5 北九州市若松区赤岩町 1 3 番 1 号

電話 0 9 3 - 7 9 1 - 5 0 1 0